

事例番号:340224

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 32 週 3 日 妊娠高血圧症候群、胎児発育不全のため入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 37 週 2 日

9:36 腎機能悪化傾向のため分娩誘発目的にてプロピジン挿入

11:00 オキシシリン注射液投与開始

妊娠 37 週 3 日

10:05 オキシシリン注射液投与開始

16:00 陣痛開始

妊娠 37 週 4 日

3:52 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少・消失を伴う徐脈出現

4:06 診察にて外出血を認め、超音波断層法にて胎盤肥厚・後血腫を
認める

4:39 胎児心拍数低下の診断で吸引分娩により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 4 日

(2) 出生時体重:2000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.68、BE -26.8mmol/L

- (4) Apgarスコア: 生後 1 分 0 点、生後 5 分 1 点
- (5) 新生児蘇生: 人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症
- (7) 頭部画像所見:
生後 14 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常があり、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 3 名、小児科医 4 名
看護スタッフ: 助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことである。
- (2) 妊娠高血圧症候群が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 37 週 4 日の 3 時 52 分頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 30 週 3 日までの紹介元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 32 週 3 日に妊娠高血圧・胎児発育不全の診断で紹介元分娩機関から当該分娩機関に紹介したことは一般的である。
- (3) 同日当該分娩機関にて妊娠高血圧症候群と胎児発育不全のため管理入院としたこと、安静・食事療法を開始したこと、連日の血圧測定、尿蛋白測定、ノンストレス実施にて観察を行ったことは、いずれも一般的である。
- (4) 妊娠 36 週 4 日に陣痛誘発について書面を用いて説明し同意を得たこと、お

よび妊娠 36 週 5 日に腎機能悪化傾向と判断して陣痛誘発を考慮としたことは、いずれも一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 37 週 2 日に腎機能悪化傾向と判断して分娩誘発を開始したこと、同日 ムロリンテル(子宮内用量 40mL)による子宮頸管拡張術を実施したこと、ムロリンテル挿入後 1 時間以上分娩監視装置による観察を行った後に子宮収縮薬の投与を開始したこと、子宮収縮薬(オキシトシン注射薬)の使用方法(開始時投与量、増量方法)および子宮収縮薬使用中に分娩監視装置による連続モニタリングを実施したことは、いずれも一般的である。
- (2) 妊娠 37 週 3 日に再度子宮収縮薬(オキシトシン注射液)による分娩誘発を実施したこと、使用方法(開始時投与量、増量方法)および子宮収縮薬使用中に分娩監視装置による連続モニタリングを実施したことは、いずれも一般的である。
- (3) 妊娠 37 週 4 日 3 時 52 分頃以降に胎児心拍数異常所見を認める状況で、超音波断層法にて胎盤異常所見を確認し 4 時 10 分に緊急帝王切開を決定したことは一般的である。
- (4) 手術室にて脊髄くも膜下麻酔施行後に児頭の下降を認め、胎児心拍数低下の適応で人工破膜および吸引分娩を実施したこと、実施時の要約[児頭の位置 Sp+2cm、子宮口全開大(原因分析に係る質問事項および回答書)]および実施方法(吸引回数 1 回)は、いずれも適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 低体温療法基準を考慮し、高次医療機関 NICU に新生児搬送したことは適確である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

胎児心拍数陣痛図にて異常所見が突発的に認められた際には、可及的すみやかに医師など必要な人員を招集することが望まれる。

【解説】 本事例では、妊娠 37 週 4 日 3 時 52 分頃から徐脈を認め、持続している状況で、同 4 時 5 分に医師に連絡がされたと記録されている。可及的すみやかに医師などに連絡して必要な人員を確保して対応にあたることを望ましい。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

上記研究に対して適切な支援を行うことが望まれる。